

令和7年

4月1日から

くるみん認定と一緒に「プラス認定」も取得しましょう!!
くるみんプラスマークが新しくなります

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律であり、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています（100人以下の企業は努力義務）。

令和6年5月に成立した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」により、法律の有効期限がさらに10年間延長され、令和17年3月31日までとなりました。

また、くるみん認定等（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん）の認定基準が見直されました。

厚生労働省（都道府県労働局）では、次世代育成支援対策推進法に基づき、くるみん認定等を受けた企業が、不妊治療と仕事の両立にも積極的に取り組み、一定の認定基準を満たした場合に「プラス」で認定し、「くるみんプラス」「プラチナくるみんプラス」「トライくるみんプラス」と称しています。

不妊治療と仕事との両立に取り組み、プラス認定を取得しましょう!!

- 今回の改正によるプラス認定基準の見直しはありません。
- 新基準でくるみん認定等を取得した場合、プラス認定も新基準のマークが適用されます。
プラス認定は、新基準の認定申請に係る行動計画期間中にプラス認定要件を満たすことが必要です。

☆くるみん等の新認定基準及び経過措置については、こちらをご覧ください。

次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、くるみん認定、プラチナくるみんの認定基準等が改正されます（リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001347349.pdf>

プラス認定基準は？

くるみん認定等の認定基準を満たした上で、次の4つの要件を満たすと取得できます。

1. 次の(1)及び(2)の制度を設けていること（※1）
 - (1)不妊治療のための休暇制度（不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く）
 - (2)不妊治療のために利用することができる次のうちのいずれかの制度
 - 半日又は時間単位の年次有給休暇
 - 所定外労働制限制度 ○時差出勤制度
 - フレックスタイム制 ○短時間勤務制度
 - 在宅勤務等
2. 不妊治療と仕事との両立の推進に関する企業トップの方針を示し、講じている措置の内容とともに労働者に周知していること（※2）
3. 不妊治療と仕事との両立に関する研修（※3）その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること
4. 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じるための担当者（両立支援担当者）を選任し、労働者に周知していること

くるみん認定を申請する行動計画の終了時まで上記の取組を実施し、認定申請書と取組を明らかにする書類を添付して申請してください。

※行動計画に「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置」を盛り込むことは「望ましい」ものですが、行動計画に盛り込まれていなくても認定の申請ができます。



プラス認定取得のために

※1 就業規則の例はこちら <https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001127218.pdf>

※2 企業トップによる方針の周知例はこちら <https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000930524.pdf>

※3 研修の実施例はこちら <https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001127224.pdf>

※1～※3の Word 版は厚生労働省ホームページ「不妊治療と仕事との両立のために」の「不妊治療と仕事との両立がしやすい環境整備に取り組む企業を認定します(令和4年4月～)」からご利用いただけます。

不妊治療と仕事との両立に関する情報

● 不妊治療と仕事との両立のために（厚生労働省ホームページ）

認定や助成金等、不妊治療と仕事との両立に関する情報を各種掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html

● 不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル（事業主、人事労務担当者向け）

企業向けの制度導入マニュアルです。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001073885.pdf>

● 不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック（上司、同僚、本人向け）

労働者向けに、不妊治療の内容や職場での配慮のポイントを紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001073887.pdf>

● 両立支援ガイドブック

治療中・治療予定の労働者向けに、不妊治療と仕事を両立するための各種情報を提供しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001317072.pdf>

● 不妊治療連絡カード

治療を受ける労働者が、職場において必要な配慮事項等を企業の人事労務担当者に伝えるためのカードです。任意の様式ですが、主治医等が記載・発行する証明書となります。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30b.pdf>

助成金を活用ください

○ 両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）

不妊治療のために利用可能な両立支援制度（①不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可）、②所定外労働制限、③時差出勤、④短時間勤務、⑤フレックスタイム制、⑥在宅勤務等）の利用しやすい環境整備に取り組み、両立支援担当者が不妊治療を行う労働者の相談に対応し、両立支援制度（上記①～⑥いずれか）を1年間で労働者に合計5日（回）以上利用させた中小企業事業主が対象となります。

1 事業主当たり 30 万円（1 回限り）

認定企業はこちら

次世代育成支援対策推進法に基づくプラス認定状況

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html

認定Q&A



お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6269	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

受付時間8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)